

青森県報

第四千二百六十六号

平成二十九年
二月二十四日
(金曜日)

目次

告 示

- 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(水産振興課) ……一
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(同) ……二
- 公共測量の終了……………(監理課) ……二
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……二
- 道路の供用の開始……………(同) ……三

公 告

- 農用地利用配分計画の認可……………(構造政策課) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(中地域) ……六
- 右 同……………(県民局) ……六
- 正 誤……………(同上) ……六
- 平成二十七年十一月十三日定例告示中……………(道路課) ……六
- 平成二十八年十一月二十五日号外第九十二号選挙管理委員会中……………(選挙管理委員会) ……七

告

示

青森県告示第百二十九号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)

定)の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表泊区域の項を次のように改める。

泊区域 泊漁業協同組合の地区

- 1 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業
- 2 総トン数五トン以上十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかづり漁業で
- 3 総トン数五トン以上十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかづり漁業で
- 4 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として刺網漁業
- 5 小型定置漁業
- 6 総トン数二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として底はえなわ漁業
- 7 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、一本釣漁業

二の表大畑町区域の項を次のように改める。

大畑町区域 大畑町漁業協同組合の地区

- 1 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業
- 2 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業
- 3 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業
- 4 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業
- 5 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業
- 6 小型定置漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
- 7 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業
- 8 底建網漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
- 9 底建網漁業といかつり漁業以外の漁業を併せ
- 10 営む漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
- 11 行つ総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業
- 12 底建網漁業と総トン数十トン未満の漁船により行う漁業

り行う漁業を併せ営む漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業

二の表三厩区域の項を次のように改める。

三厩区域 三厩漁業協同組合の地区	
1	総トン数二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
2	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として一本釣漁業
3	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてはえなわ漁業

青森県告示第百三十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第一号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十九年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
下北郡東通村大字小田野沢字浜通五七 二本柳 高男 下北郡東通村大字小田野沢字中川目五五の三五〇 川村 久雄	白糠区域及び小 田野沢区域 白糠漁業協同 組合の地区及 び小田野沢漁 業協同組合の 地区 うち乙の地区 のうち小田野 沢漁業協同組 合の地区	内水面以外の水 面において底建 網を水中に定置 して営む漁業 （以下「底建網 漁業」という） であつて、乙の 地区の者が行う 漁業
北津軽郡中泊町大字小泊字下前一二九 磯野 忠則 北津軽郡中泊町大字小泊字下前三〇の一 角田 定繁	下前区域 下前漁業協同 組合の地区	総トン数十トン 未満の漁船によ り行う漁業であ つて、主として いかつり漁業 かつり漁業

青森県告示第百三十一号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
おいらせ町
- 二 測量の種類
公共測量（空中写真撮影・写真地図作成）
- 三 測量の期間
平成二十八年八月二十四日から平成二十九年一月三十日まで
- 四 測量の地域
上北郡おいらせ町全域

青森県告示第百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年三月二十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類の	路線 名	変 更 の 区 間	変更 別の	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長	備 考
1	国 道	四五四号	三戸郡五戸町大字倉石中市字中市下川原一〇九から 三戸郡五戸町大字倉石中市字前田九六の一まで	前 前	七・五〇メートルから 二〇・四〇メートルまで 九・〇〇メートルから 一・五〇メートルまで	九二・〇〇メートル 八三・五〇メートル 八三・五〇メートル	
後	前	前	九・〇〇メートルから 一・五〇メートルまで				

青森県告示第百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年三月二十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

路線 名	供用 開始 の 区 間	供用 開始 日
県道五所川原岩 木線	弘前市大字折笠字法立堂一七の六から 弘前市大字折笠字宮川八七の二まで	平成元・三・六
県道九艘泊脇野 沢線	むつ市脇野沢渡向一三九の一から むつ市脇野沢桂沢二二七の一まで	元・二・四

公

告

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第一

項の規定により、農用地利用配分計画を平成二十九年二月二十四日認可したので、同条第五項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

平成二十九年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

賃借権の設定等を受ける者 氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
有限会社イー エム総合ネッ ト弘前	弘前市大字蕨戸字中野 二五二の一	弘前市大字葛原字大柳一七八の一のう ちほか二筆
齊藤博	弘前市大字土堂字長瀬 八六の一	弘前市大字土堂字長瀬二二四の一ほか 二筆
農事組合法人 中央地区農作 業受託組合	弘前市大字新里字上樋 田八一の七	弘前市大字撫牛字字橋本九三四
農事組合法人 浅瀬石水稲生 産組合	黒石市大字浅瀬石字川 合七二の三	黒石市大字中川字花岡五四の二ほか一 筆
石岡勝博	つがる市森田町森田月 見野三五六の一 見野丘団地特二	つがる市森田町山田豊秋三六ほか五筆
石岡勝博	つがる市森田町森田月 見野三五六の一 見野丘団地特二	つがる市森田町山田米倉七
高橋義一	つがる市木造蓮川清川 一二	つがる市木造豊田常盤七〇ほか四筆

相馬充志	川添守	蝦名賢造	成田克幸	川添守	川添守	佐藤文親	工藤勝幸	渋谷友喜彦	小山内英壽	白戸勝一	工藤正也	小笠原守	横嶋義彦	中川満善	斉藤秋彦	吉岡茂
つがる市柏玉水末吉四	つがる市森田町山田新田一七	つがる市稲垣町豊川宮藤二八	つがる市稲垣町千年清橋一三	つがる市森田町山田新田一七	つがる市森田町山田新田一七	つがる市森田町床舞真鶴三八	つがる市柏稻盛幾世八の一	つがる市木造善積萩田二一	つがる市木造兼館塩越五三の一	五所川原市大字七ツ館字鶴ヶ沼一八八	つがる市稲垣町繁田源八〇の二	五所川原市大字持子沢字隠川五〇四の一	五所川原市大字松野木字福泉一四九の一	五所川原市大字松野木字福泉八六	五所川原市大字松野木字松ヶ枝三七	五所川原市大字川山字森内二九
つがる市柏玉水見吉一〇九ほか十三筆	つがる市森田町森田平山一三〇ほか二筆	つがる市稲垣町穂積幾島七七ほか二筆	つがる市稲垣町千年高尾八〇ほか三筆	つがる市木造越水今村一四七ほか八筆	つがる市木造越水今村一五三	つがる市森田町床舞鶴喰一四五ほか九筆	つがる市柏上古川房田一〇三の一ほか五筆	つがる市木造兼館佐野一七六ほか四筆	つがる市木造蓮川玉田一二六ほか四筆	五所川原市大字七ツ館字柏枝一〇二ほか三筆	五所川原市金木町嘉瀬雲雀野九八七	五所川原市大字持子沢字三原一四七	五所川原市大字水野尾字唐松二〇四ほか二筆	五所川原市大字松野木字養捨八七ほか五筆	五所川原市大字松野木字松本一四〇ほか一筆	五所川原市大字川山字千本一一六〇ほか二筆

和島勇人	有限会社豊心 フアーム	有限会社豊心 フアーム	笠井利治	伊藤亮司	株式会社四葉	馬場吉明	農事組合法人 山本牧場	農事組合法人 山本牧場	農事組合法人 山本牧場	農事組合法人 山本牧場	農事組合法人 山本牧場	農事組合法人 山本牧場	類家章典	高橋鉄造	浜田美智也	八戸卓美	佐々木真吉
五所川原市大字飯詰字福泉一二八の一	五所川原市大字一野坪字坪実八六の三	五所川原市大字一野坪字坪実八六の三	五所川原市大字枝田字鴻ノ巣二の一	五所川原市大字太刀打字柳川一六一の一	十和田市大字米田字野月二〇八の二	三戸郡南部町大字沖田面字沖ノ口七	三沢市深谷一丁目五七の一	三沢市深谷一丁目五七の一	三沢市深谷一丁目五七の一	三沢市深谷一丁目五七の一	三沢市深谷一丁目五七の一	三沢市深谷一丁目五七の一	三戸郡五戸町大字切谷内字菖蒲川後三の一	むつ市上川町五の四七	東津軽郡平内町大字福館字平川七	東津軽郡平内町大字松野木字牧ノ下一	東津軽郡平内町大字小豆沢字小豆沢一六
五所川原市大字下岩崎字駒返一四七	五所川原市大字一野坪字馬繫三五五ほか五筆	五所川原市大字一野坪字朝日田一九六ほか二筆	五所川原市大字沖飯詰字帯刀三二〇ほか二筆	五所川原市大字太刀打字柳川三二四の二ほか四筆	十和田市大字米田字門尻二八の一ほか二筆	八戸市大字櫛引字人首沢一八の一ほか一筆	八戸市大字鮫町字大草離一二六の一ほか一筆	八戸市大字鮫町字大草離一一七	八戸市大字鮫町字大草離九三の一	八戸市大字鮫町字高森五五の一ほか一筆	八戸市大字鮫町字高森五八の一	八戸市大字鮫町字亦窪二三の一	八戸市大字鮫町字亦窪二二の一	むつ市大字奥内字大室平四二のうち	東津軽郡平内町大字福館字畑川目七六	東津軽郡平内町大字松野木字牧ノ下四八	東津軽郡平内町大字小豆沢字水ヶ沢三七一ほか三筆

相坂友規	東津軽郡平内町大字田茂木字家岸二〇	東津軽郡平内町大字松野木字助ヶ沢七五ほか十二筆
田中優	東津軽郡平内町大字松野木字家岸四六の一	東津軽郡平内町大字松野木字向通八七ほか五筆
田中優	東津軽郡平内町大字松野木字家岸四六の一	東津軽郡平内町大字松野木字赤兀七三ほか二筆
木村伸一	東津軽郡平内町大字小湊字小湊一七	東津軽郡平内町大字小湊字家ノ下七七ほか一筆
工藤章弘	西津軽郡鰯ヶ沢町大字南金沢町字唐松一〇〇の四	西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町字世永一九一ほか一筆
石田弘	西津軽郡鰯ヶ沢町大字種里町字有原一六一	西津軽郡鰯ヶ沢町大字南金沢町字唐松二〇七ほか五筆
三上一雄	西津軽郡鰯ヶ沢町大字鬼袋町字大柳三三の一	西津軽郡鰯ヶ沢町大字日照田町字野脇二七七ほか一筆
三上一雄	西津軽郡鰯ヶ沢町大字鬼袋町字大柳三三の一	西津軽郡鰯ヶ沢町大字鬼袋町字大柳三八ほか一筆
三上豊	南津軽郡大鰐町大字居士字山部七七の二	南津軽郡大鰐町大字居士字東田九八
農事組合法人アグリ田舎館	南津軽郡田舎館村大字高樋字八幡八八の二	南津軽郡田舎館村大字高樋字川原田一七七
福地剛	南津軽郡田舎館村大字畑中字藤本四八	南津軽郡田舎館村大字高樋字石盛一八ほか一筆
福地剛	南津軽郡田舎館村大字畑中字藤本四八	南津軽郡田舎館村大字垂柳字前田七三ほか二筆
菊地和文	南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻九〇の一	南津軽郡田舎館村大字垂柳字松立八九
菊地和文	南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻九〇の一	南津軽郡田舎館村大字垂柳字長田六八ほか十一筆
八木橋孝市	南津軽郡田舎館村大字田舎館字東田一五二の三	南津軽郡田舎館村大字田舎館字東田一〇ほか二筆
白戸晋	南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字福田一二三の二	南津軽郡田舎館村大字川部字中西田一五の二ほか五筆

葛西正人	南津軽郡田舎館村大字大袋字松元一五四の一	南津軽郡田舎館村大字大袋字松本四六の二ほか四筆
有限会社原幸運送	上北郡七戸町字原久保三二	上北郡七戸町字館ノ下三の一四
天間正義	上北郡七戸町字小田平一一の三	上北郡七戸町字根間手五四の一
天間一博	上北郡七戸町字中野七七の二	上北郡七戸町字猪ノ鼻一〇九の三ほか九筆
三村千代吉	上北郡おいらせ町松原一丁目七三の七一九	上北郡おいらせ町東下谷地三四四の一
三村千代吉	上北郡おいらせ町松原一丁目七三の七一九	上北郡おいらせ町東下谷地三四三の一
川口勉	上北郡おいらせ町下屋敷三二の二	上北郡おいらせ町深沢平二六九ほか二筆
有限会社マルシヨウ農園	上北郡おいらせ町豊栄二丁目一四四	上北郡おいらせ町東下谷地三〇九の一ほか二筆
奥寺治	上北郡おいらせ町一川目四丁目二七の八七	上北郡おいらせ町東下谷地二九一の一ほか二筆
川口俊雄	上北郡おいらせ町新田二四の四	上北郡おいらせ町風嵐八八ほか一筆
松田悦子	上北郡おいらせ町豊栄一丁目二一〇	上北郡おいらせ町豊栄一丁目二四五のうち
蝦名一満	上北郡おいらせ町南下田四八の七	上北郡おいらせ町西下谷地三三八ほか一筆
種市敏美	上北郡おいらせ町赤田前一八の七	上北郡おいらせ町赤田前八九ほか三筆
田中豊日	上北郡おいらせ町西下川原二五五の一	上北郡おいらせ町明土二二〇ほか三筆
下道建設株式会社	上北郡おいらせ町洗平三九の二	上北郡おいらせ町立蛇二二一の一
佐々木秀吉	上北郡おいらせ町二川目二丁目七五の三	上北郡おいらせ町豊栄二丁目八八七の一ほか三筆
下林光昭	上北郡六戸町大字犬落瀬字七百二八	上北郡おいらせ町内山平七四の八三三ほか六筆

下林光昭	上北郡六戸町大字犬落瀬字七百二八	上北郡おいらせ町豊四三五ほか四筆
佐々木力男	下北郡大間町大字奥戸字奥戸村五五	下北郡大間町大字奥戸字大川目二五四の二
青森ジャパン フアーム株式 会社	三戸郡五戸町大字浅水字堀切二二七	三戸郡五戸町大字浅水字堀切二五六ほか一筆
たかむら農園 株式会社	三戸郡五戸町大字倉石石沢字高岩一九	三戸郡五戸町大字倉石石沢字一ノ坪四の一ほか三十一筆
山本孝浩	三沢市深谷三丁目九四の五四	三戸郡階上町大字角柄折字東平一の三五ほか一筆

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 亀谷内装
- 二 氏名 亀谷 暢祥
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字富士見台二丁目五の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二八）第一四三七八号
- 五 取消年月日 平成二十九年二月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十九年一月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 青森エンジニアリング株式会社
 - 二 代表者の氏名 佐藤 キヤ
 - 三 主たる営業所の所在地 上北郡六戸町大字犬落瀬字通目木一〇四の二五〇
 - 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一四四七一号
 - 五 取消年月日 平成二十九年二月六日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
- 平成二十九年一月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

正

誤

道 路 課

発行年月日 平成二十九年二月二十四日	区分 告示	番 号 第七七七号	ページ 四	段 行 上 表 中	誤 八戸市大字市川町字長七谷地二の一〇六から一〇八までの五八五まで	正 八戸市大字市川町字長七谷地二の一〇六から一〇八までの一五三三まで
-----------------------	----------	--------------	----------	--------------	--------------------------------------	---------------------------------------

発行年月日 発行番号	区	分	番 号	ページ	段	行	課	正
平成六・二・三五 号外第九二号	青森県選挙管理 委員会告示	第九二号	一〇一	全	表 中		山田知連合後援会	山田知連合後援会
							平成28年 2月19日	平成28年 2月19日
							1,846,214	1,846,345
							846,214	846,214
							1,000,000	1,000,131
							1,390,977	1,390,977
							1,000,000	1,000,000
							1,000,000	1,000,000
							1,000,000	1,000,000
							1,000,000	1,000,000
							127,350	127,350
							151,335	151,335
							307,492	307,492
							586,177	586,177
							804,800	804,800
	131							

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭